

令和5年度
市町村保健・福祉主管課長会議資料
【長寿社会課】

- 1 高齢者福祉計画・介護保険事業（支援）計画の策定について
- 2 いわて県民計画(2019-2028)第2期アクションプランについて
- 3 県が実施する一般県民向け総合相談(シルバー110番)の見直しについて
- 4 県が実施する地域包括支援センター職員向け研修の見直しについて
- 5 老人の日記念行事に係る留意事項について
- 6 老人クラブ活動等社会活動促進事業に係る補助の見直しについて
- 7 介護人材確保対策の推進について
- 8 介護を要する高齢者への支援について

令和5年5月9日

1 高齢者福祉計画・介護保険事業（支援）計画の策定について

(1) 次期計画の策定に向けて

現行の第8期計画では、地域包括ケアシステムを段階的に構築、深化・推進するとともに、中・長期的な視野に立った施策展開を図ってきたところ。

第9期計画では、今後国から示される「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）等を踏まえて策定することとなるので、遺漏なきようお願いする。

(2) 全体のスケジュール（案）について

令和5年3月に国から示されたスケジュールを踏まえ、以下のとおり進めていく予定であることから、各市町村におかれては、着実な進捗に留意されたい。

月	国	県	市町村
1			計画作成のための調査分析
2			・調査結果等を分析・考察
3	・課長会議(第9期計画に関する基本的な考え方提示) ・推計ツール暫定版提供		
4			・計画に盛り込む内容を検討
5		R4年度の自己評価 【現計画の自己評価】 (県→国へ提出7/31㍻)	R4年度の自己評価(市町村→県へ提出)
6			
7	・課長会議(基本指針案の提示) ・推計ツール確定版提供		
8			サービス見込量等の設定作業
9		第1回岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会 ：県支援計画(骨子案)協議	
10	【秋頃】(国→県)ヒアリング：計画策定進捗状況等		サービス見込量、保険料の仮設定
11		第2回岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会 ：県支援計画(素案)協議	県と調整 見える化システムで見込量と保険料を報告(～3月)
12	報酬改定率等の係数設定	・パブリック・コメント ・地域説明会	
1			・介護保険事業計画を議会に報告
2	介護報酬改定		・介護保険条例の改正
3		第3回岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会 ：県支援計画(最終案)協議	

※ 令和5年4月時点の予定であり、今後、変更になることがあること。

(3) 第9期計画に関する基本的な考え方

下記の国HPに掲載されている介護保険計画課資料において、基本的な考え方、基本指針の構成等が公表されているので、参照願いたい。

(国HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31512.html

(4) 市町村介護保険事業計画策定に当たっての留意事項

ア 第8期計画のPDCAを踏まえた第9期計画の作成

第9期計画の作成に当たっては、第8期計画の進捗管理（PDCAサイクル）において把握された地域の課題や解決方法を踏まえ、第9期計画に反映することが求められる。

(参考)「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」（厚生労働省）

(国HP) <https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000340994.pdf>

イ 要介護者等の地域の実態把握と支援ツールの活用

国が提供する支援ツール等を積極的に活用し、計画作成委員会等で十分に議論した上で、保険者として取り組むべき施策等を反映させるようお願いする。

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
- ・在宅介護実態調査、その他各種調査

ウ 地域包括ケア「見える化」システムの活用

- ・第8期計画の進捗管理や第9期計画作成に当たり、地域の実情や課題の分析が重要であることから、給付実績の分析手順や計画作成への活用方法等を記した手引きを活用し、地域分析を行われたい。

(参考)「介護保険事業（支援）計画作成のための地域包括ケア「見える化」システム等を活用した地域分析の手引き」（厚生労働省）

(国HP) <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000169786.html>

- ・あわせて、県では、「見える化」システム等を活用した分析方法に係る研修の実施を予定していることから、担当職員の参加に配慮願いたい。

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定○ 計画策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施及び各種支援ツール（ワークシート、「見える化」システム等）の活用等による現状分析・課題抽出○ 抽出された課題に対する具体的な取組内容や目標の検討○ サービス水準、給付量、保険料水準の推計（医療計画との整合性）
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険事業計画作成の進捗状況等を確認するヒアリングへの参加○ 計画策定（及び地域包括ケアシステム構築）に係る協議会、委員会等について、所管振興局、保健所の活用及び情報提供○ 県が実施する「見える化」システムを活用した地域分析研修会（5～6月）への参加

【参考】

振興局・保健所の 取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村や広域事務組合等が開催する計画策定に係る協議会、委員会等への参画による助言等の支援 ○ 市町村から挙げられた地域課題に係る当課への情報提供
------------------	---

2 いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランについて

令和5年3月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」における当課関係の主な指標は以下のとおりであり、目標値の達成に向けて、次の具体的な推進方策を進めていくので、各市町村においても取組を推進していただきたい。

※ いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン 掲載先

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/suishin/1018014/1019685.html>

（岩手県ホームページ>トップページ>県政情報>政策>政策推進>いわて県民計画（2019～2028）>いわて県民計画（2019～2028）「長期ビジョン」・「アクションプラン」）

「I 健康・余暇」

(1) 幸福関連指標

指標名	現状値 (R3)	目標値			計画目標 値 (R8)
		R5	R6	R7	
75歳以上 85歳未満高齢者の要介護認定率 (%)	12.3	11.9	11.7	11.5	11.3

(2) 県が取り組む具体的な推進方策

①地域包括ケアのまちづくり

具体的推進方策指標名	現状値 (R3)	目標値			計画目標 値 (R8)
		R5	R6	R7	
地域ケア推進会議において政策提言を実施している市町村数（市町村）	②14	④21	⑤25	⑥29	⑦33

【本年度の取組】

- ・ 市町村が開催する地域ケア推進会議の効果的な運営方法や地域課題を政策提言につなげる手法等に関する助言を行うアドバイザーを派遣し支援を行うので、積極的な活用をお願いします。

※ （一財）長寿社会開発センターのHPに「政策形成につなげる地域ケア会議の効果的な活用の手引き」及び関係動画が公開されているので、活用いただきたい。（<https://nenrin.or.jp/chiikicarekaigi/index.html>）

指標名	現状値 (R3)	目標値			計画目標 値 (R8)
		R5	R6	R7	
住民主体の生活援助等サービスを実施している保険者数 (箇所)	11	13	14	15	16

【本年度の取組】

- ・ 高齢者の生活支援ニーズに対し、高齢者や民間事業者を含む多様な主体が地域の担い手としてサービス提供を行う取組を促進するため、毎年度重点支援市町村を選定し、アドバイザーの派遣等、支援を行うので、積極的な活用をお願いします。

②認知症施策の推進

指標名	現状値 (R3)	目標値			計画目標 値 (R8)
		R5	R6	R7	
認知症地域支援推進員活動促進研修修了者数〔累計〕	—	32人	64人	96人	128人

【本年度の取組】

- ・ 全国調査の結果から、推進員活動の今後の課題として回答者の9割超が「焦点の明確化」をあげており、行政担当者と推進員との「活動方針の共有」等が必要と考えられることから、市町村の認知症施策担当者と認知症地域支援推進員の両者を対象に、「活動の焦点」や「活動方針」の共有に資する研修を開催（10月開催予定）するので、推進員へ周知の上、市町村担当職員とともに研修の受講をお願いします。

指標名	現状値 (R3)	目標値			計画目標 値 (R8)
		R5	R6	R7	
認知症サポーターが活動する場を有する市町村数	2市町村	10市町村	15市町村	25市町村	33市町村

【本年度の取組】

- ・ チームオレンジ等の立ち上げや活動の推進役となるチームオレンジコーディネーターを養成するための研修を拡充（年1回→2回に増）。（7月、10月開催予定）
- ・ あわせて、希望する市町村に対しオレンジ・チューター等のアドバイザー派遣等による集中的な支援を実施するので、積極的な活用をお願いします。

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ケア推進会議における政策提言 ○ 多様な主体による生活支援サービスの拡充 ○ 認知症地域支援推進員の活動の焦点の明確化 ○ チームオレンジなどの認知症サポーターが活動する場の拡充
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県のアドバイザー派遣事業の積極的な活用（特に、地域ケア推進会議、生活支援サービス、チームオレンジ、移動支援等） ○ 県が主催する各種研修の対象者への周知及び市町村担当職員の積極的な参加

【参考】

振興局・保健所の 取組事項	○ 管内市町村が参加する会議等を通じた助言、情報交換の機会創出
------------------	---------------------------------

3 県が実施する一般県民向け総合相談（シルバー110番）の見直しについて

県が（公財）いきいき岩手支援財団に委託して実施するシルバー110番について、相談実績や他県の実施状況等を踏まえ、令和5年度は、対応日を週5日（月～金曜）から週3日（月・水・金）に縮小する等、見直しを行ったので、相談窓口の案内を行う際には留意願いたい。

4 県が実施する地域包括支援センター職員向け研修の見直しについて

地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を推進するため、県が（公財）いきいき岩手支援財団に委託して実施する地域包括支援センター職員向け研修について、ニーズ調査の結果等を踏まえ、次のとおり研修体系を見直したので、地域包括支援センター職員に対する周知及び研修への参加の働きかけをお願いしたい。

（新しい研修体系）

- キャリア別（初任者向け・中堅職員向け・リーダー（管理職向け））
- 職種別（保健師向け・社会福祉士向け・主任介護支援専門員向け）

※ 令和5年度地域包括支援センター職員向け研修年間計画

（公財）いきいき岩手支援財団 HP（岩手県高齢者総合支援センター）

https://www.silverz.or.jp/silver_center_cat/silver_shien/

市町村の取組 事項	○地域包括支援システムの中核を担う地域包括支援センターの機能強化
市町村に協力を 依頼する事項	○高齢者総合支援センターが実施する地域包括支援センター職員を対象とした研修の周知

5 老人の日記念行事に係る留意事項について

- ・ 老人の日の記念行事として実施している、百歳を迎える高齢者へのお祝い状と記念品の贈呈及びその基礎資料となる百歳高齢者等関係調査に協力いただいているところであるが、例年、報告もれ等が散見されることから、精査の上報告願いたい。
- ・ 併せて、令和5年度は例年とスケジュールが異なる可能性があるため、留意願いたい。

市町村の取組事項	○ 百歳高齢者等関係調査の実施
市町村に協力を依頼する事項	○ 記念品等の手配もあるので、人数に変更が生じた場合は、適宜報告をいただきたい。 ○ 9月上旬に上記調査の最終報告を行った後に、修正が生じる場合は、メールのみならず、必ず担当者に電話連絡をいただきたい。

【参考】

振興局・保健所の取組事項	○ 百歳を迎える高齢者に対する国及び県のお祝い状と記念品の配付(参考) 前回知事選があった年度(令和元年)の県のお祝い状等送付時期：9月27日
--------------	--

6 老人クラブ活動等社会活動促進事業に係る補助の見直しについて

- 市町村老人クラブ連合会助成費のうち特別活動事業に対する助成について、これまでの申請内容を見ると、娯楽性の高いイベント開催や消耗品配布など補助対象とならない事例が散見されてきたことから、それらの状況を踏まえ、令和5年度は1事業あたりの助成限度額を400,000円から150,000円に見直したところ。
- 特別活動事業は、社会貢献性の高い活動に対する特別加算であることを踏まえ、事業内容や支出の内容が適切なものであるかどうか協議時に精査いただきたい。

市町村の取組事項	○ 老人クラブ活動等社会活動促進事業に係る単位老人クラブ及び市町村老連に対する指導
市町村に協力を依頼する事項	○ 特別活動事業に係る補助額見直しに係る周知 ○ 協議書作成における助言・精査

【参考】

振興局・保健所の取組事項	○ 老人クラブ活動等社会活動促進事業に係る申請内容の精査及び進捗管理
--------------	------------------------------------

7 介護人材確保対策の推進について

(1) 国の動向について

国では、令和4年12月23日、全世代型社会保障構築本部において「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」を決定。介護の質を維持・向上しつつ、介護現場の生産性向上を図るため、以下の3つの観点を踏まえ、自治体、関係団体、介護施設・事業所等が一体となって取組を進めていくことが必要。

- ① 介護サービスの質を維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築
- ② ロボット・センサー、ICTの活用

③ 介護業界のイメージ改善と人材確保

下記国 HP に政策パッケージの概要等が示されているので、確認願いたい。

(国 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00017.html

(2) 県事業の見直しについて

① 介護人材対策の推進役となる職員の配置

令和5年度から新たに介護人材対策担当の特命課長を配置。

② 介護人材マッチング支援事業

キャリア支援員の配置を見直し、これまでの取組に加え、介護人材の早期離職防止や定着に向けたセミナーの実施を予定。

③ 介護従事者確保事業費補助金

市町村や関係団体等が実施する介護従事者の確保に関する事業に要する経費に対し補助。令和5年度事業から補助基準額の変更及び補助メニューの追加を予定。

④ ケアマネ支援センター設置事業

県内の介護支援専門員及び主任介護支援専門員などケアマネジメントに関わる者が、適時必要な指導、助言を受けることができるよう、相談支援窓口を設置。

令和5年度から相談窓口の開設日時を以下のとおり変更。

変更前 原則として月～金 9:00～16:00

↓

変更後 原則として月・水・金 9:00～16:00

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域密着型サービス事業者への指導を通じた介護職員処遇改善の取組促進 ○ 市町村介護保険事業計画の記載内容を踏まえた、介護人材の確保に向けた取組推進
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による人材確保対策の実施の促進 ○ 地域の関係者及び関係団体と連携した取組（地域ケア会議を通じた人材不足の状況把握、人材確保策の検討など） ○ 地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保施策の検討及び実施 ○ 介護の仕事に関する理解の促進（小中学生や高校生、教育関係者、保護者への働きかけなど） ○ 介護職員処遇改善加算制度に係る研修会等の開催協力（市町村指定事業所への開催周知等）

【参考】

振興局・保健所の 取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県所管の介護事業者への指導を通じた介護職員処遇改善の取組促進(市町村には地域密着型サービス事業者への指導を通じた同様の取組を依頼している) ○ 事業者による人材確保対策の実施の促進 ○ 市町村が行う地域の関係者及び関係団体と連携した取組(地域ケア会議を通じた人材不足の状況把握、人材確保策の検討など)への協力
------------------	--

8 介護を要する高齢者への支援について

(1) 高齢者施設等における虐待防止・事業者指導について

① 通報対応

- ・ 令和5年3月に虐待による人格尊重義務違反により、県内で初めて介護老人保健施設に対する行政処分を実施。
- ・ 今般の介護老人保健施設に対する行政処分についても、市町村への虐待通報が端緒となっていることから、高齢者虐待を早期に発見し対応するため、高齢者虐待に係る通報を受理した場合は、市町村においては必ず調査を実施し、状況の把握をお願いしたい。
- ・ なお、高齢者施設や居宅介護サービス等の従事者による虐待の場合は、通報を受理した時点と調査が完了した時点で広域振興局保健福祉環境部（保健福祉環境センター）に報告すること。

② 集団指導、運営指導の実施

高齢者施設等における虐待防止については、集団指導や運営指導の機会を通じて、日頃から高齢者施設等に対し周知をお願いする。

また、虐待に係る調査を実施した結果、高齢者施設等で運営基準や人員基準違反等の疑いがあり、必要があると認められる場合は、運営指導や監査を実施していただきたい。県が指導権限がある施設等の場合は、県と連携して実施すること。

(2) 施設等整備補助金における留意事項について

① 市町村の役割

介護保険施設等整備費補助金については、市町村が補助する場合に県が市町村に対し補助するものであることから、市町村においても補助要件を満たす事業内容であるかを十分に審査の上、事務を進めるようお願いしたい。

また、財源には国庫も入っており、会計検査院による会計実地検査の対象となることから、後日、返還等が生じることのないよう留意願いたい。

② 進捗管理の徹底

事業の実施に当たっては、県の担当者と連絡・調整を行った上で、適切な進捗管理をお願いしたい。予算の繰越は例外であり、原則、年度内に事業が完了するよう進捗管理をお願いする。

【これまでの不適切な事例】

- ・補助金の交付決定前に事業着手
- ・補助要件を満たさないとされる事業内容による補助金交付申請
- ・事業完了から相当な期間が経過してからの実績報告書・請求書の提出

(3) 介護保険施設入所(入院)希望者数調査及び特別養護老人ホーム入所待機者実態調査について

標記調査については、毎年度、実態調査を行い、その結果を踏まえ、早期に入所が必要な待機者が増加する圏域がある場合は、介護保険事業の保険者である市町村等に対し、施設整備等対応を働きかけているほか、地域包括ケアの視点も踏まえた対応について保険者に助言しているところ。

調査報告において、一部実態に即していない報告が見受けられることから、調査方法・内容についての見直しを予定している。

(4) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度について

県では、ホームページに実施状況を掲出するなど、その活用を推進しているが、市町村におかれては、社福軽減事業を未実施の社会福祉法人(※)に対し一層の働きかけをお願いします。

(※156法人中35法人、令和5年2月1日現在)

(5) 介護給付適正化事業について

① 給付適正化に向けた取組について

県では、保険者と一体となって介護給付適正化を進めるために、国の指針に基づき「いわていきいきプラン(2021~2023)」の重点施策の一つとして「介護給付適正化の推進」を掲げ、取組を進めている。

ケアプラン点検に係る研修の実施等を通じて保険者における適正化の取組を支援することとしているので、各保険者においても適正化に向け積極的に取り組むようお願いする。

② 主要5事業の見直し等について

現行の給付適正化主要5事業のうち、「介護給付費通知」を主要事業から除外するとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を「ケアプラン点検」に統合、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として再編される。

下記国HPに掲載されている介護保険計画課資料の中で、基本的な考え方、基本指針の構成等が公表されているので、参照願いたい。

(国HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31512.html

(6) 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について

① 5類への移行について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行となるが、高齢者施設等に対する支援等は、現行の各種施策・措置を当面継続。

【施策の主なもの】

- ・ 感染対策の徹底、希望者に対する新型コロナワクチンの接種
 - ・ 集中的検査の実施
 - ・ 施設内療養を行う施設等への支援の実施
 - ・ 専門チーム（いわて医療福祉施設等クラスター制御タスクフォース）のクラスター発生施設・事業所へ派遣
 - ・ かかり増し経費に対する補助の実施
- ② かかり増し経費に対する補助について
- ・ 令和5年度においても感染者が発生した施設等に対するかかり増し経費に対する補助を実施する予定（令和4年度発生分も補助対象）。
 - ・ ただし、施設内療養（一人最大2万円/日）への補助については、一定の要件を満たした施設のみが対象となるもの（入所系施設に対し要件を満たすか令和5年3月末に調査依頼）。
- ③ クラスター発生施設等の事業継続への支援について
- ・ 岩手県社会福祉協議会に委託していた「介護施設等応援職員派遣調整業務委託」については、いわゆる玉突きによる職員派遣の仕組みであり、現在のオミクロン株による療養期間等には対応が難しい仕組みであり、派遣実績もほとんどなかったことから、令和5年度の事業は廃止した。
 - ・ 現在は、直接派遣に対する補助「職員派遣事業費補助」を実施しており、直接派遣に対する補助を行っているので、施設等に活用するよう周知をお願いする。
 - ・ 入所系施設で職員が不足する場合の応援職員の派遣について、速やかな調整・派遣が難しい事例が多いことから、地域の介護サービスの資源を活用した応援体制の構築に協力願いたい。
 - ・ あわせて、在宅の要介護者に対する介護サービスが継続して提供されるよう、管内の事業所や保健所、振興局等と情報共有の上、サービス継続に必要な調整や支援等の実施をお願いしたい。
- ④ 高齢者施設等の医療提供体制の確保
- ・ 高齢者施設等で施設内療養を行う場合に、速やかに医療提供ができるよう協力医療機関や嘱託医による往診（オンライン診療）、入院調整、看護師派遣等が実施できる体制が整備されることが望まれる。
 - ・ 各市町村においても市町村内の医療機関の診療体制の把握、高齢者施設等への診療を行っていただくよう、医療機関や郡市医師会に対する働きかけをお願いしたい。
- ⑤ 研修会等の開催

- ・ 高齢者施設向けの感染症対策に係る研修会を、各振興局等を単位として実施予定。
- ・ 高齢者施設等の協力医療機関・嘱託医等に向けたコロナ診療に係る研修会を県医師会と協力して実施予定。

市町村の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ 第8期計画に基づく感染症対策に係る体制整備等の支援○ 感染症が発生した施設・事業所に対する支援策の検討・実施○ 在宅の要介護者に対するサービスの継続に必要な調整や支援等の実施
市町村に協力を依頼する事項	<ul style="list-style-type: none">○ 地域内の応援体制の構築に向けた施設等への働きかけ○ 県（保健所・振興局等介護福祉担当課）や専門家との連携によるクラスター発生施設での現地支援○ 感染者等の発生によりかかり増しとなった経費に対する補助に係る情報提供や支援ニーズの把握

【参考】

振興局・保健所の取組事項	<ul style="list-style-type: none">○ クラスター発生施設に対する、市町村と連携した支援体制の構築○ 相互応援体制の構築に向けた市町村との協力○ 市町村の枠組みを超える場合の広域的な調整○ 県所管施設等の情報を市町村へ提供
--------------	--